

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育 ご 案 内

建設工事現場における労働災害の防止を徹底するためには、建設工事に係る元方事業者及び関係請負人がそれぞれの責務の履行にあわせて、建設工事に従事する労働者も災害防止の重要性を認識し、事業者が行う労働災害防止活動に協力することが重要です。

このため、建災防においてはヒューマンエラーの観点から、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法の遵守事項等の基本的事項について周知徹底するため「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針」を示し、推進を図っています。

同教育は、厚生労働省においてその普及を求めているほか、国土交通省において同教育を実施することの働きかけを求め、その普及を進めているところです。

標記教育は建災防が事業者に代わって下記により実施いたしますので関係工事現場における本教育の受講について積極的に取り組まれますようご案内いたします。

建設業労働災害防止協会北海道支部

1. 教育対象工事現場

原則として20人以上の労働者がいる職場を対象として実施します。

2. 教育対象者

建設工事に従事する労働者とする。なお、職長又は安全衛生責任者も本教育の対象に含めることは差し支えありません。

3. 教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
労働安全衛生関係法令	・事業者の責任と労働者の遵守義務	30分
安全施工サイクルに関する事項	・安全施工サイクルの実施方法	60分
職場の安全衛生に関する具体的実施事項	・現場での安全管理体制 ・現場での安全点検 ・有害物、有害作業、有害場所等の健康障害防止 ・その他労働安全衛生に関する具体的実施事項	90分
労働災害の事例及びその対策	・作業行動による労働災害防止対策 (ヒューマンエラー関係を含む。)	60分
実技訓練 (現場でできる実技体験訓練)	・服装及び保護具(呼吸用保護具、保護帽、安全帯等)の適切な装着方法 ・現場での合図の種類、方法及び確認 ・適切な安全指示の方法と対応 ・その他労働安全衛生に関する実技訓練	120分
	合 計	360分

4. 受講申込

現場所在地の当支部分会が受付けいたしますので、該当する分会事務局へ別紙「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育実施依頼書」により、お申込みください。

なお、現場の作業内容に応じた教育内容とするため、実施依頼書には工事概要、安全管理組織図、緊急連絡体制図等を添付してください。

分会名	住	所	電話番号	FAX番号
北海道支部	〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地	北海道建設会館7階	(011)261-6187	(011)251-2305
札幌分会	〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地	北海道建設会館7階	(011)261-6187	(011)251-2305
函館分会	〒040-0034 函館市大森町19番6号	函館建設業協会	(0138)26-6711	(0138)26-0964
小樽分会	〒047-0024 小樽市花園4丁目22番15号	小樽建設事業協会	(0134)34-3400	(0134)34-3401
岩見沢分会	〒068-0027 岩見沢市7条西2丁目6番地	岩見沢建設会館	(0126)22-2738	(0126)25-3026
旭川分会	〒070-0035 旭川市5条通5丁目左10号	旭川建設業会館	(0166)22-5144	(0166)23-7937
帯広分会	〒080-0017 帯広市西7条南6丁目2番地	帯広建設会館	(0155)24-5309	(0155)22-5284
滝川分会	〒073-8511 滝川市大町1丁目8-1	産経会館303号	(0125)23-3403	(0125)23-3413
北見分会	〒093-0012 網走市南2条西3丁目1番地	網走建設会館	(0152)67-6577	(0152)43-6810
室蘭分会	〒051-0023 室蘭市入江町1番74	室蘭建設会館2階	(0143)25-1255	(0143)22-0111
苫小牧分会	〒053-0012 苫小牧市汐見町3丁目15-21	苫小牧建設協会	(0144)36-0665	(0144)33-7328
釧路分会	〒085-0832 釧路市富士見町1丁目3番2号	釧路建設会館	(0154)41-7447	(0154)41-7202
名寄分会	〒096-0010 名寄市大通南6丁目	名寄建設会館	(01654)3-9731	(01654)2-4111
倶知安分会	〒044-0052 虻田郡倶知安町北2条西2丁目	倶知安建設会館	(0136)22-4798	(0136)22-4798
留萌分会	〒077-0038 留萌市寿町2丁目	留萌建設協会	(0164)42-0965	(0164)42-5203
稚内分会	〒097-0001 稚内市末広4丁目4番2号	稚内建設会館	(0162)33-5364	(0162)33-5353
浦河分会	〒057-0005 浦河郡浦河町東町うしお2丁目3-1	日高地域人材開発センター運営協会内	(0146)22-3080	(0146)22-3811
江差分会	〒043-0055 檜山郡江差町字円山299-15	檜山建設会館	(0139)52-1813	(0139)52-2721

5. 教育実施会場

本教育の趣旨から、原則として現場内で実施いたします。このため、現場内の会議室等を利用いたしますので、ご協力をお願いします。

なお、現場内に教育に適した会議室等がない場合は、現場付近の貸会議室等を利用いたしますが、この経費につきましては依頼者負担でお願いいたします。

6. 講師

教育の講師は、建災防本部の講師養成講座を修了した者で、原則として2名1組で担当いたします。

7. 教育に要する経費

① 受講料

1名 教材費込み 9,470円(消費税込み)

② 講師旅費(実費)

この教育に要する経費は、教育終了後に建災防北海道支部からご請求いたします。

なお、有料の会議室等を利用の場合、使用料は依頼者負担になります。

8. 教育修了証

教育を修了したものには、修了証を交付いたします。

また、依頼者には「安全衛生教育実施報告書」を交付いたします。

9. その他

- ① 教育に使用する教材は、北海道支部から依頼者(現場)へ直接送付いたします。
- ② 本教育は原則として、1日で実施いたしますが、現場の工程の都合などで2日に分けて実施することも可能です。分会事務局とご相談下さい。
- ③ 本教育を実施する時期は、例えば、建築工事にあつては、躯体工事又は設備工事の本工事が始まる時期で、主だった建設従事者の現場入場が出揃う時期が適当と思われます。
- ④ 国土交通省発注の工事に関して、本教育を実施した場合、請負工事成績評定に加点(2)されることとなっております。

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」カリキュラム標準モデル例

注) ●は、必ず実施する項目 ◎は、教育テーマに応じ、適宜選択する項目

時 間	会 場	内 容	講 師	教 育 の 主 な テ ー マ				
				A 建設機械災害防止	B 墜落災害防止	C 土砂崩壊災害防止	D 爆発・火災災害防止	E 電気災害防止
9:00～9:30 (30分)	会議室	労働安全衛生関係法令	所長 建災防	●安全講話 (この現場の安全ルール)				
9:30～10:30 (60分)		安全施工サイクルに関する事項	建災防	●事業者の責任と労働者の遵守義務				
10:30～12:00 (90分)		現場の労働安全衛生に関する具体的実施事項	建災防	●安全施工サイクル (安全ミーティング・KY活動・現地KY・作業手順書等)				
				●現場の安全管理体制				
				●現場での安全点検				
				●有害物・有害作業・有害場所等の健康障害防止				
60分				◎機械等による危険の防止	◎墜落等による危険の防止	◎土砂崩壊等による危険の防止	◎危険物等による危険の防止	◎電気等による危険の防止
				◎交通労働災害の防止	◎交通労働災害の防止	◎交通労働災害の防止	◎交通労働災害の防止	◎交通労働災害の防止
				◎4S (整理・整頓・清掃・清潔)	◎4S (整理・整頓・清掃・清潔)	◎4S (整理・整頓・清掃・清潔)	◎4S (整理・整頓・清掃・清潔)	◎4S (整理・整頓・清掃・清潔)
				◎腰痛体操・リフレクシオ体操等	◎腰痛体操・リフレクシオ体操等	◎腰痛体操・リフレクシオ体操等	◎腰痛体操・リフレクシオ体操等	◎腰痛体操・リフレクシオ体操等
12:00～13:00		昼 食 ・ 休 憩						
13:00～15:00 (120分)	作業場所	実技訓練関係 (現場でできる実技体験訓練)	建災防	●服装及び保護具 (呼吸用保護具、保護帽、安全帯等) の適切な装着方法				
				●現場での合図の種類、方法及び確認				
				●適切な安全指示の方法と対応				
70分				◎車両系建設機械による危険の防止	◎足場、脚立、はしごからの墜落防止	◎地山の点検方法	◎危険物の取扱い方法	◎高圧電線との離隔距離
				◎クレーン、移動式クレーンによる危険の防止	◎法面からの墜落防止	◎溝内作業の危険防止	◎爆発・火災等に関する救護方法	◎現場の電気設備等の点検と管理
				◎現場での危険箇所の認識テスト	◎現場での危険箇所の認識テスト	◎現場での危険箇所の認識テスト	◎現場での危険箇所の認識テスト	◎現場での危険箇所の認識テスト
				◎手工具等の取扱い	◎手工具等の取扱い	◎手工具等の取扱い	◎手工具等の取扱い	◎手工具等の取扱い
				◎避難訓練	◎避難訓練	◎避難訓練	◎避難訓練	◎避難訓練
				◎消火器の使用法	◎消火器の使用法	◎消火器の使用法	◎消火器の使用法	◎消火器の使用法
				◎救急蘇生の方法	◎救急蘇生の方法	◎救急蘇生の方法	◎救急蘇生の方法	◎救急蘇生の方法
15:00～16:00 (60分)	会議室	労働災害の事例及びその対策	建災防	●作業行動による労働災害防止対策				
16:00～		閉講あいさつ	所長 建災防					

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」 実施依頼書

令和 年 月 日

建設業労働災害防止協会
北海道支部 分会長 殿

会社(作業所名)	
代表者名	⑩

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」の実施について、下記要領により
申し込みます。

1. 工事現場作業所名	
2. 現場所在地	〒□□□-□□□□ 電話 () 担当者名 E-mail :
3. 発注者	
4. 工事概要	
5. 教育日程	令和 年 月 日 () 時 ~ 時
6. 教育対象者の作業内容	教育対象者 人

※欄記入不要

※令和 年 月 日 建災防北海道支部FAX連絡済